

「『計量法施行令の一部を改正する政令案』に対する意見公募（案件番号：595320033、期間：令和８年９月２５日～令和８年１０月２４日）」からの変更点（傍線部分）

修正箇所	変更前（案件番号：595320033）	変更後（今回）
制定文	内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号） <u>第五十条第一項</u> 、第七十二条第二項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。	内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十二条第二項及び第百六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。
附則	（施行期日） 1 この政令は、<u>令和 年 月 日</u>から施行する。 （検定証印等の有効期間に関する経過措置） 2 この政令の施行の際現に改正前の別表第三に掲げる水道メーター（電磁式水道メーター及び超音波式水道メーターに限る。次項において<u>同じ</u>。）に付されている計量法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等（次項において「<u>検定証印等</u>」という。）の有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この政令の施行の際現に計量法第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認を受け、又はこれらの承認の申請が行われている型式に属する<u>改正前の別表第三に掲げる水道メーターに係る検定証印等</u>であって、この政令の施行の日から起算して四年を経過する日までの間に付されたものの有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。	（施行期日） 1 この政令は、<u>公布の日から起算して七日を経過した日</u>から施行する。 （検定証印等の有効期間に関する経過措置） 2 この政令の施行の際現に改正前の別表第三<u>第二号イ</u>に掲げる水道メーター（電磁式水道メーター及び超音波式水道メーターに限る。次項において<u>単に「水道メーター」という</u>。）に付されている計量法第十六条第一項第三号に規定する検定証印等（次項において「<u>検定証印等</u>」という。）の有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この政令の施行の際現に計量法第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認を受け、又はこれらの承認の申請が行われている型式に属する水道メーターに係る検定証印等であって、この政令の施行の<u>日以後に付されるもの</u>の有効期間については、改正後の別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。
理由	最近における水道メーターに係る技術の向上に鑑み、電磁式水道メーターの検定証印等の有効期間を八年から十年にする等の必要があるからである。	最近における水道メーターに係る技術の向上に鑑み、電磁式水道メーター <u>及び超音波式水道メーター</u> の検定証印等の有効期間を八年から十年にする等の必要があるからである。